

地域を支える産業の振興

11 水島港の整備促進

提案先省庁	国土交通省
-------	-------

提案事項

- (1) 国際バルク戦略港湾水島港の整備促進
水島地区と玉島地区の企業間連携に必要な港湾施設の整備を促進すること。
- (2) 水島港に係る航路の整備促進
玉島東航路の水深12m化に向けた整備を促進するとともに、浚渫土砂受入のための補助事業予算を確保すること。また、備讃瀬戸航路の航行環境改善を図ること。 新規

(提案の理由)

現状

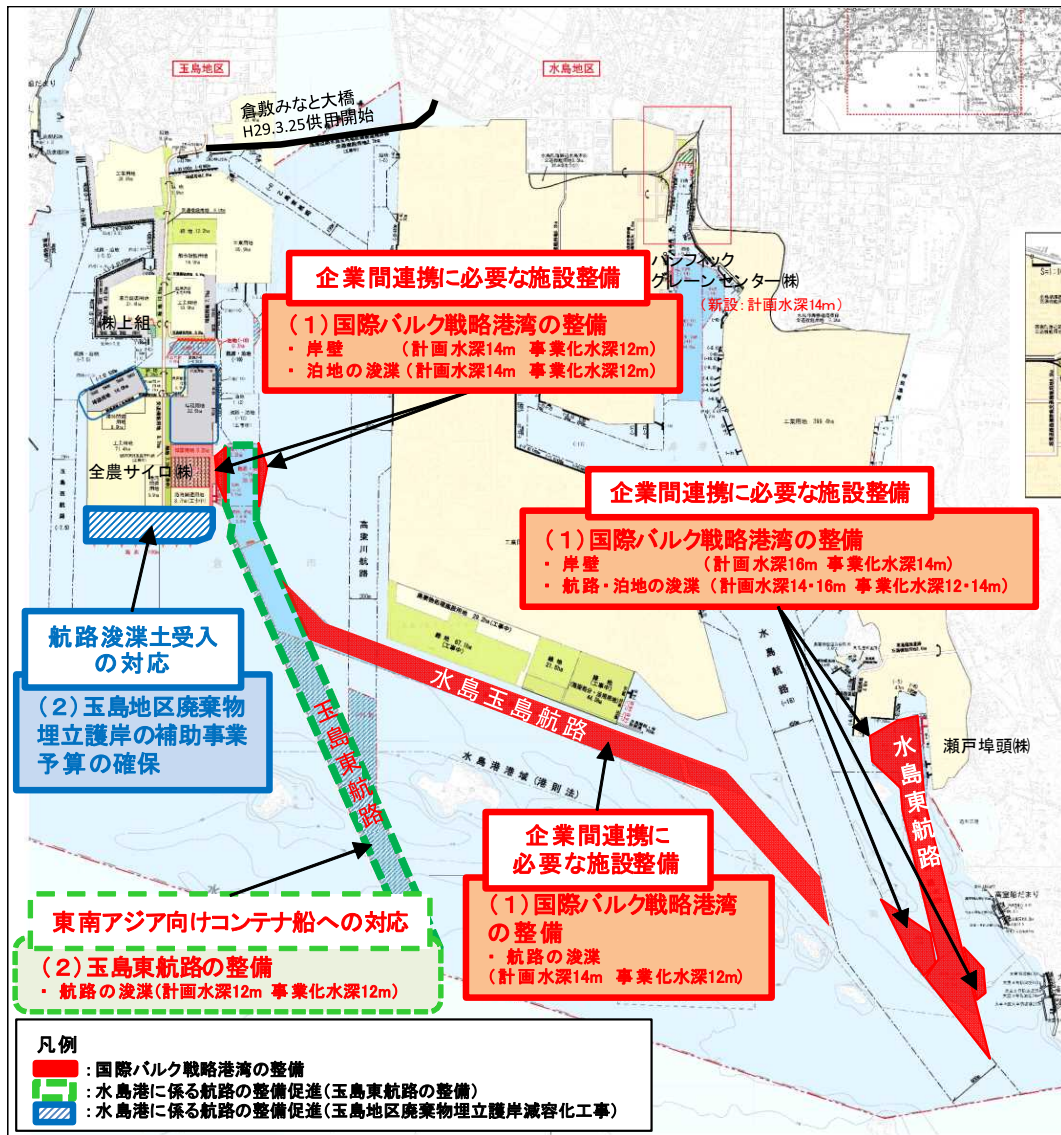
- 水島港の背後には、我が国の基幹産業を代表する大企業群が集積し、国内屈指の生産流通拠点を形成しており、製造品出荷額は約3兆円で本県の4割以上を占めている。
- 水島港の平成30(2018)年取扱貨物量は全国第8位で8,674万トン、このうち、穀物(麦・とうもろこし・豆類)の輸入量は全国3位で245万トンである。
- コンテナ取扱貨物量については全国第15位で180千TEUとなっている。

課題

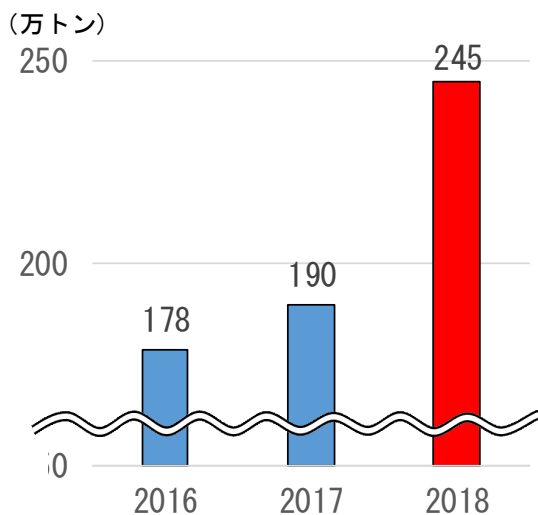
- 平成29(2017)年に玉島地区において、穀物を扱う食料コンビナートが立地操業し、企業間連携に伴う複数バース揚げにより国際バルク戦略港湾としての競争力の高まりが期待されているものの、効率的な連携を図る上で、原料の供給に必要な航路や泊地の水深を確保する必要がある。
- 穀物企業各社からも、水島地区と玉島地区を結ぶ航路や泊地の水深12mでの早期整備を強く求められている。
- 航路の浚渫土を受け入れるために、玉島地区廃棄物埋立護岸内の残土処理容量を増大させる減容化工事を早期に行う必要がある。
- 東南アジア向けのコンテナ船の航行に必要な航路として水深12m、幅300mが必要であるが、現状は水深10m、幅250mに留まっている。
- 備讃瀬戸航路においては、浅所があるなど、巨大船の航行に支障が生じている。

水島港の整備促進

事業位置図

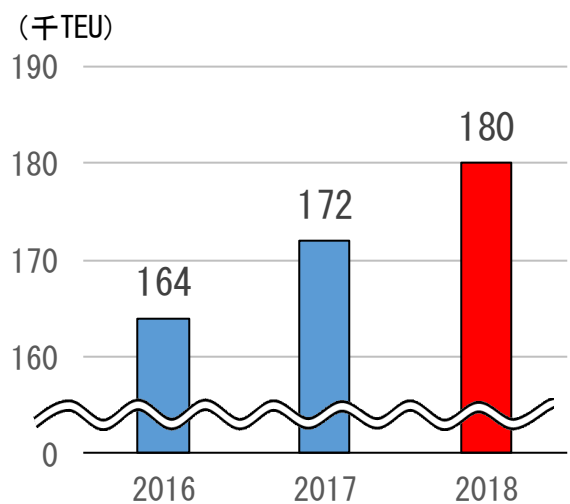


水島港の穀物(※)輸入量の推移

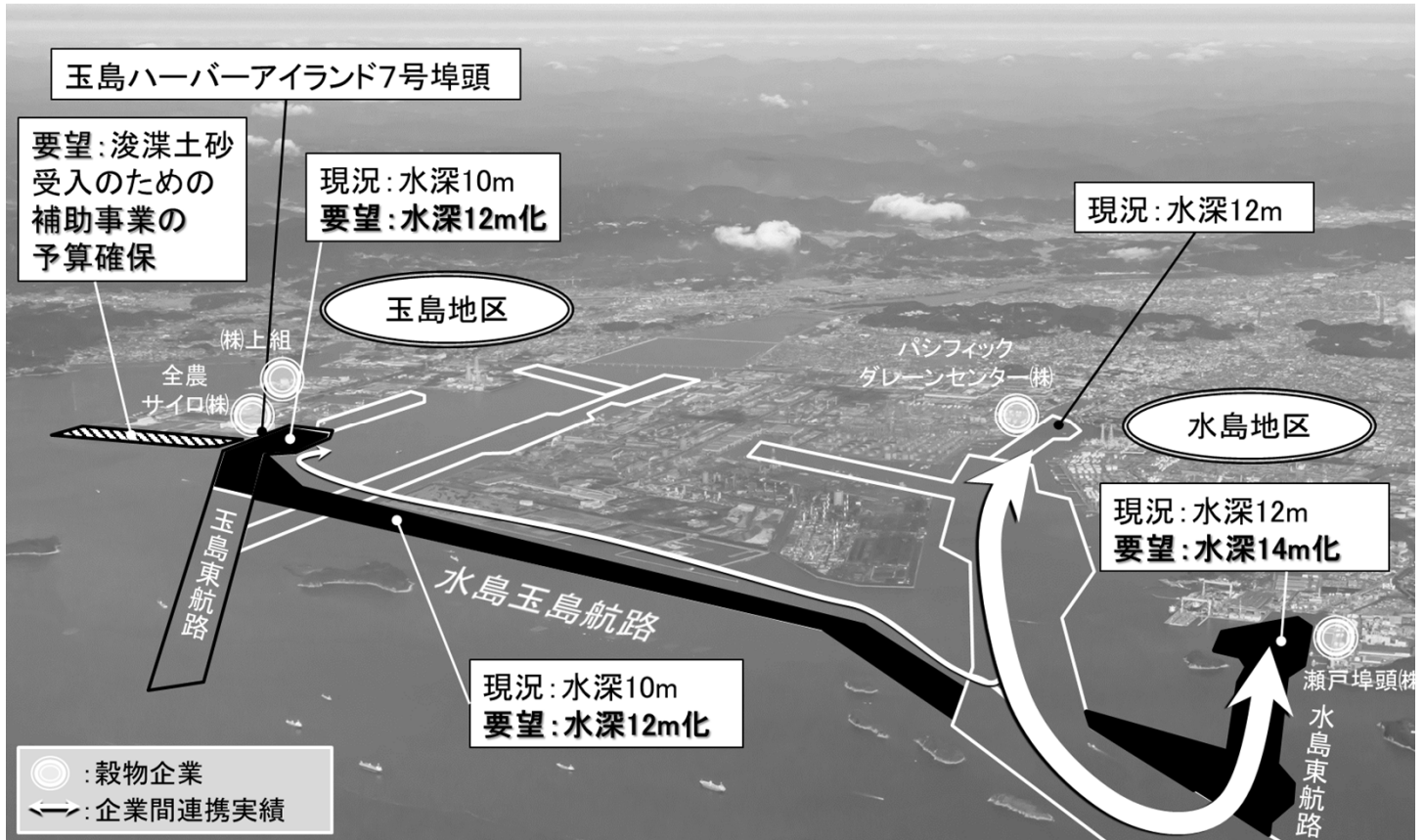


※穀物：麦・とうもろこし・豆類

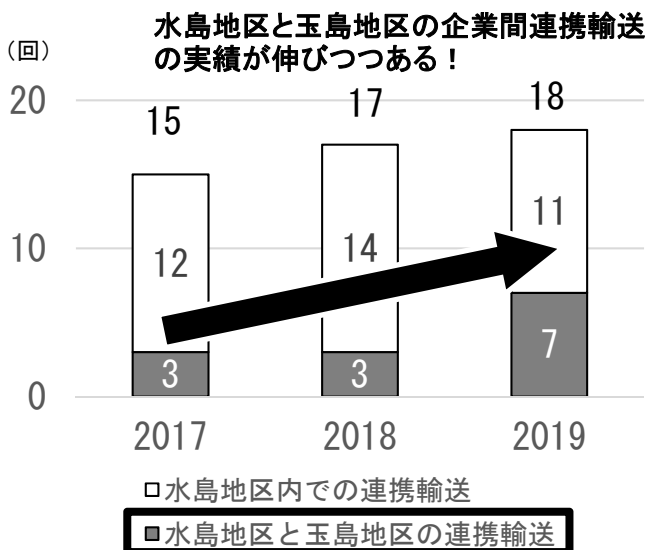
水島港の総コンテナ取扱貨物量の推移



企業間連携による大型船を活用した効率的輸送が更なる産業振興に寄与

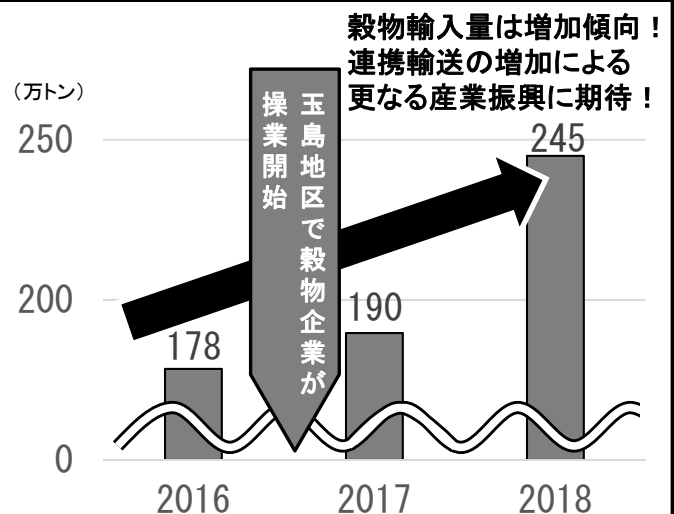


直近3カ年の連携輸送実績(穀物)



穀物企業からのヒアリング結果より集計

直近3カ年の穀物輸入量



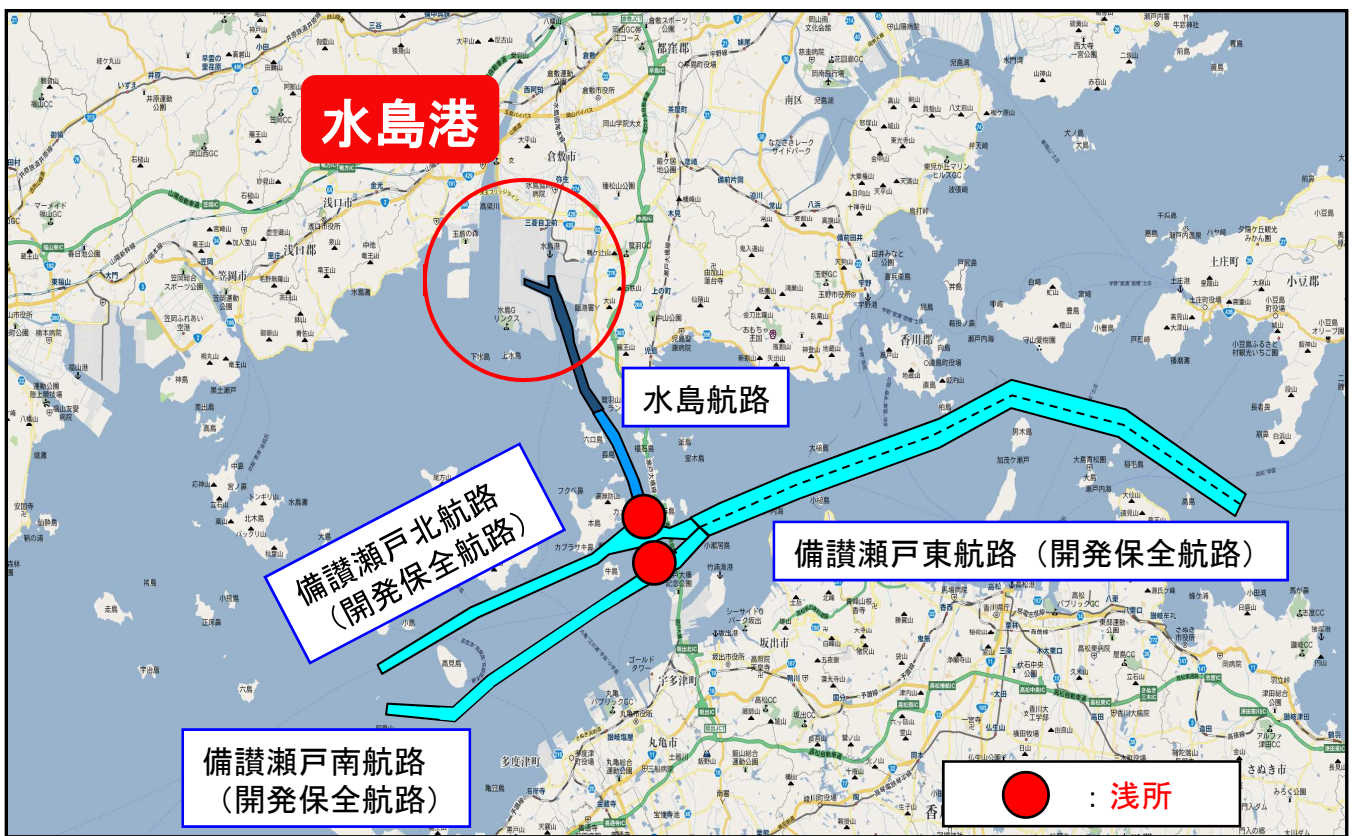
麦・とうもろこし・豆類の輸入量を港湾統計より集計

【備讃瀬戸航路の航行環境改善】

水島港には、備讃瀬戸航路を航行し、鉄鉱石や原油を積載した巨大船が多数入港している。

しかし、備讃瀬戸航路には、浅所があることから、巨大船が航行する際、標識船を配置するなどの対応を迫られ、円滑な企業活動の妨げとなっており、浅所の解消が必要。

備讃瀬戸航路浅所箇所



12 地域高規格道路及び直轄国道の整備促進

提案先省庁	国土交通省
-------	-------

提案事項

中四国のクロスポイント、優れた産業集積などの強みを生かした持続的発展の基盤づくりを推進するため、高速道路を補完し、地域間の連携や交流を強化する地域高規格道路や直轄国道の整備の推進を図ること。

(1) 地域高規格道路

① 倉敷福山道路（国直轄・県）

- ・ 国道2号玉島・笠岡道路（Ⅱ期）の整備促進
- ・ 国道2号笠岡バイパスの整備促進
- ・ 国道2号福山道路（笠岡市茂平～広島県福山市瀬戸町）の早期事業化
- ・ ICアクセス県道の整備促進のための予算確保

② 空港津山道路（国直轄）

- ・ 国道53号津山南道路の整備促進
- ・ 岡山市北区菅野～岡山市北区御津宇垣間等の未着手区間の調査検討を踏まえた効果的な事業化

③ 岡山環状道路（国直轄）

- ・ 国道180号岡山環状南道路の整備促進

④ 美作岡山道路（県・岡山市）

- ・ 英田IC～湯郷温泉IC間の整備促進のための予算確保
- ・ 吉井IC～英田IC間の令和3年度新規事業採択 新規
- ・ 瀬戸JCT部の整備促進のための予算確保

(2) 直轄国道

- ・ 国道2号（岡山市南区古新田～倉敷市新田）の早期事業化
- ・ 国道180号岡山西バイパス（岡山市北区西長瀬～櫛津）の整備促進 新規
- ・ 国道180号総社・一宮バイパスの整備促進

（提案の理由）

現状

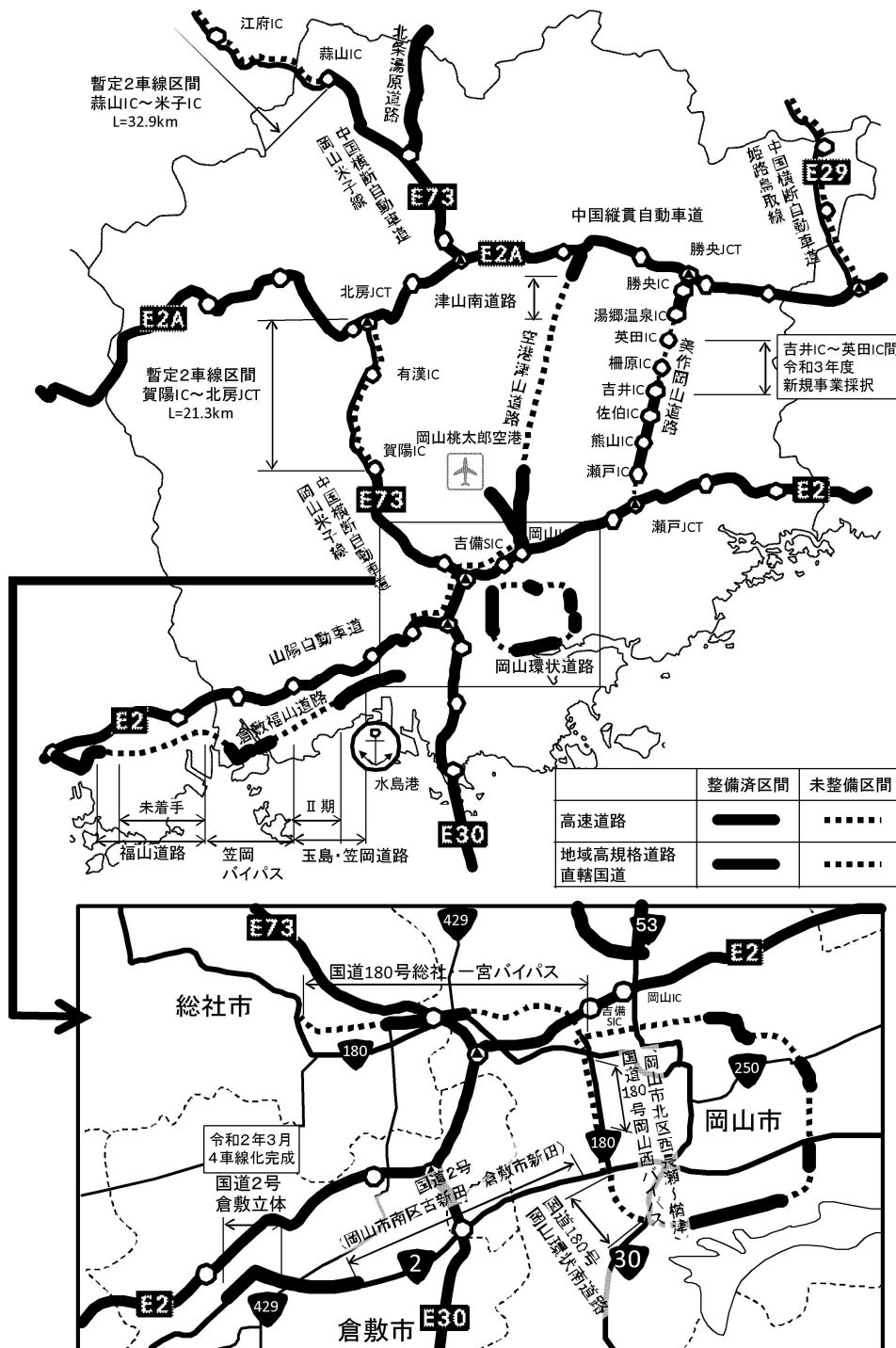
- 本県は、山陽自動車道や瀬戸中央自動車道など縦横に延びる高速道路網をはじめ、陸海空の交通基盤が充実した地域であるが、県北と県南など地域間の連携強化や広域交通拠点へのアクセス向上等により産業を振興するための道路整備が遅れている。
- 中国縦貫自動車道と山陽自動車道をつなぐ美作岡山道路は、平成31(2019)年3月に全体の6割が供用したが、吉井IC～英田IC間だけは、調査区間のままとっている。
- 国道2号(岡山市南区古新田～倉敷市新田)は、産業拠点や広域交流拠点間を結ぶ大動脈であるにも関わらず、中国地方で屈指の交通量があり、主要渋滞箇所が連続することなどから、慢性的な渋滞が発生しているため、定時性や安全性、企業活動の生産性が著しく低下し、産業活動や観光振興等に支障を来している。

- 国道2号(岡山市南区古新田～倉敷市新田)の渋滞対策については、国により計画段階評価が進められており、さらに、国道180号岡山西バイパス(岡山市北区西長瀬～檜津)が、令和2(2020)年度に新規事業採択された。

課題

- 広域交流の拡大や地域連携の促進、空港・港湾・ICなど広域交通拠点へのアクセス向上、渋滞対策に資する幹線道路ネットワークを形成し、生産性の向上等を図るため、地域高規格道路や直轄国道の早急な整備が必要である。
- 美作岡山道路の整備効果を最大限発揮するためには、早期の全線供用が必要であり、特に残る調査区間である吉井IC～英田IC間の早期事業化が重要である。

【参考】



13 中国横断自動車道岡山米子線の 全線4車線化及び付加車線の早期整備

提案先省庁	国土交通省
-------	-------

提案事項

(1) 全線4車線化

中国横断自動車道岡山米子線は、日本海～瀬戸内海～太平洋までを最短で結ぶ基幹的な南北軸を構築し、中四国の連携強化に重要な役割を担う路線であり、安全性や定時性、ネットワークの代替性の確保の観点からも、「優先整備区間」である賀陽IC～有漢IC間、蒜山IC～米子IC間の4車線化を早期に実現すること。

(2) 付加車線の早期整備

事業中の付加車線は、安全かつ円滑な交通確保や大規模災害時の早期復旧に大きな効果が期待されることから、早期整備を図ること。

(提案の理由)

現状

- 岡山米子線は、本州四国連絡道路、四国横断自動車道と一体となり、日本海と太平洋を最短で結ぶ基幹的な南北軸を形成するため、平成9(1997)年に暫定2車線で全線開通し、中四国地方のクロスポイントとしての本県の産業、経済、文化等の振興・発展に大きく寄与している。
- 山陰道や四国8の字ネットワークなど高速道路網の整備が進み、山陰や四国からのアクセスが容易になり、本路線の重要性が益々増してきている。
- 本路線の賀陽IC～北房JCT間、蒜山IC～米子IC間には、当該南北軸の中で唯一暫定2車線(54.2km)が残っており、これらを解消し、全線を4車線とすることで、より強靱な南北軸が構築される。(約270kmのうち約20%が暫定2車線区間)
- 平成28(2016)年8月に暫定2車線区間において、有漢トンネルを含む4箇所計12.8kmに効果検証のための付加車線設置が決定し、令和2(2020)年度中の完成に向け、工事が進められている。
- 平成30年7月豪雨では、4車線整備済みの岡山総社IC～賀陽IC間と、暫定2車線の賀陽IC～有漢IC間で、同程度の規模の崩土が発生し通行止めとなった。4車線整備済み区間では、迅速に復旧がなされ、並行する国道180号の代替機能を果たせたのに対し、暫定2車線区間では、通行止めの解除まで時間がかかり、国道の代替機能を果たせず、新見市は2日間にわたり交通が途絶し孤立状態になった。
- 平成31(2019)年3月、有漢IC～北房JCT間の約3.3kmと江府IC～溝口IC間の約4.2kmに付加車線の追加設置が決定され、有漢IC～北房JCT間は4車線化が実現する運びとなった。
- 令和元(2019)年9月、「高速道路における安全・安心基本計画」が公表され、岡山米子線の残る暫定2車線区間全てが4車線化等の「優先整備区間」に決定した。

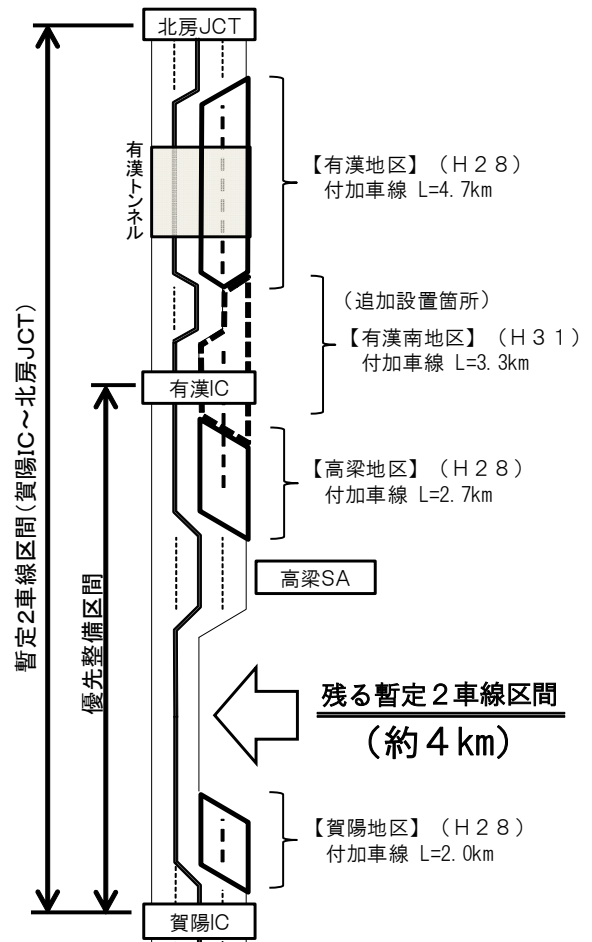
13 中国横断自動車道岡山米子線の全線4車線化及び付加車線の早期整備

- 令和2(2020)年3月、蒜山IC～江府IC間約4.7kmの4車線化が決定され、米子自動車道の県内区間は全て4車線に整備されることとなった。

課題

- 付加車線整備後も、賀陽IC～有漢IC間には暫定2車線区間が残り、ボトルネックとなる。
- 企業誘致や観光誘客など多面にわたるストック効果を最大限発揮しておらず、生産性が低下している。
- 平成30年7月豪雨において、岡山自動車道と並行する国道がともに寸断され、ネットワークの代替性確保の課題が明らかとなった。
- 暫定2車線区間は、災害発生時の復旧工事を片側交互通行で行うため、輸送効率が低下するとともに復旧工事のスピードも遅くなる。
- 高梁SAが南海トラフ地震発生時における警察庁及び消防庁の四国方面への広域進出拠点となっているが、暫定2車線のままでは、緊急輸送や救援活動のボトルネックとなるなど、広域的な支援体制を円滑に構築できないおそれがある。

【参考】



※ 米子自動車道における付加車線等の整備

付加車線 (H 2 8)	1箇所 (L=3.4km)
付加車線 (H 3 1)	1箇所 (L=4.2km)
付加車線 (R 2)	1箇所 (L=4.7km)

14 海外における農産物ブランドの知的財産保護の強化

提案先省庁	農林水産省
-------	-------

提案事項

海外で人気の高い日本農産物の優良品種やそのブランドなど、知的財産の保護について、地方公共団体や民間の取組を引き続き積極的に支援すること。

特に、育成者権の取得には相当な費用と期間を要することから、予算の安定的な確保に努めること。

(提案の理由)

現状

- 農林水産物の輸出拡大に取り組んでいるが、海外で特に人気の高い日本産のブドウやいちごなどでは、知的財産権を取得していなかったため、日本の有望な品種が海外で栽培されたり、ブランド名が冒認出願されるなどにより、マーケットの喪失が危惧される。
- 国では、平成28(2016)年度から「植物品種等海外流出防止総合対策事業」により海外での育成者権の取得を支援しており、令和2(2020)年度からは「農業知的財産保護・活用支援事業」を創設し、海外における知的財産の保護・侵害対策を一層進めることとしている。県においては「岡山県輸出農産物における海外の知的財産の基本的な考え方」を策定し、県育成有望品種について、アジアの主要輸出国等における商標権の取得とあわせ、国の支援事業を活用して、中国、韓国において白桃(白皇、白露)の育成者権の取得を進めている。
- 国では、アジア圏での「植物新品種の保護に関する国際条約(UPOV条約)」加盟国の拡大や、育成者権の取得を促進させるため15カ国・地域との「日本の品種登録審査結果の海外審査当局への無償提供に係る覚書」の締結を進めるなど、育成者権の保護環境の整備を実施している。

課題

- 日本農産物の優良品種やそのブランドの保護には、海外での知的財産権(育成者権、商標権、GI)の取得が重要だが、育成者権の取得には相当な費用と期間を要する。
- アジア圏の多くの国では、品種保護制度の整備が十分でないことや、植物検疫により登録に必要な果樹苗木の輸出が難しいことから、育成者権の取得が円滑に進まない。

15 森林整備法人に対する支援の充実

提案先省庁	林野庁
-------	-----

提案事項

森林の多面的機能の持続的発揮に大きな役割を担っている森林整備法人の経営安定化を図るため、次の措置を講じること。

(1) 地方財政措置の拡充
 県が森林整備法人に無利子貸付を行った場合のその資金調達に係る利子に対する特別交付税措置を拡充すること。

(2) 森林整備補助制度の拡充
 森林整備法人は公益性が極めて高い森林整備事業を実施しており、持続的かつ安定的な事業展開を図るために必要な予算を確保すること。

(提案の理由)

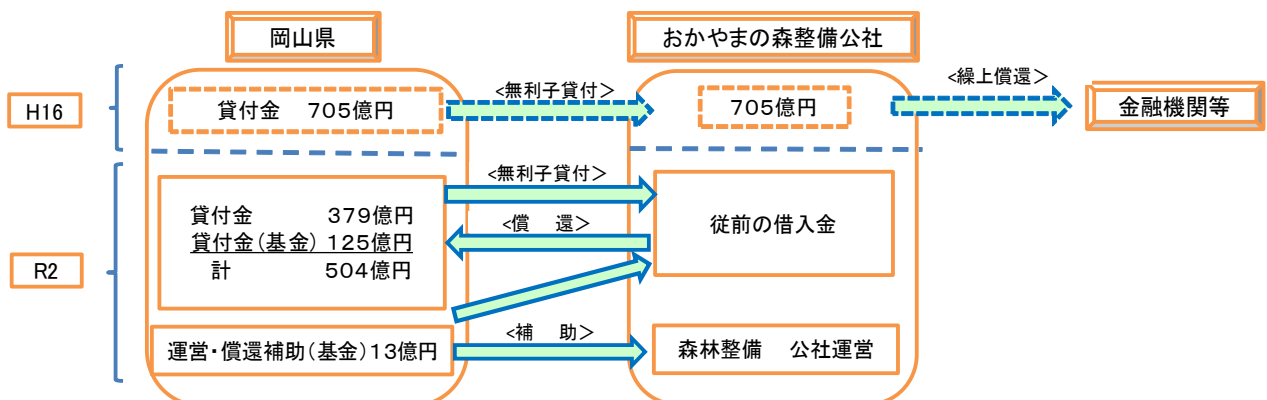
現状

- 森林整備法人である「おかやまの森整備公社」は、昭和40(1965)年の設立以来、国の造林施策と相まって全国1位となる25千haの人工造林を行い、分収林として管理している。
- 平成16(2004)年には、木材価格の長期低迷等により経営存続が危ぶまれたことから、本県では公社の債務累増の防止と経営の安定化を図るため、約705億円の債務を県の短期無利子貸付に一本化するとともに、運営経費についても借入金から補助金に転換した。
- 同時に、公社は環境保全を優先した森づくりに大きく方向転換し、組織体制の見直しや効率的な事業実施によるコスト縮減など経営改善を行い、収入の確保に努めている。
- 公社が管理する森林では、伐採利用が可能な36年生以上の面積が7割を超え、今後、利用間伐や択伐等の収穫事業が増加する見込みであるが、木材価格や間伐等の補助制度等の変動により、公社の経営は不安定である。

課題

○ 今後、公社経営の安定化を図り森林の多面的機能を持続的に発揮させるには、国においても公社に対する財政支援を一層充実していくことが必要である。

【参考】おかやまの森整備公社に係る予算措置状況 (R2(2020).4.1)



※一般財源504億円の調達に係るコスト：約4.8億円（長期プライムレート0.95%）

16 鳥獣被害防止対策等の充実・強化

提案先省庁 農林水産省、環境省

提案事項

(1) 農林水産物に対する鳥獣害防止対策の推進

鳥獣による農林水産被害は広域化・深刻化していることから、総合的・計画的な被害防止対策を講ずるため、積極的な支援を図ること。

- ① 鳥獣被害防止総合対策交付金について、十分な予算の確保
- ② 簡易で効率的な捕獲方法及び捕獲獣の処理対策について、研究・開発の一層の促進

(提案の理由)

現状

- 鳥獣による農林水産被害は、約3億円と高い水準で推移している。
- 鳥獣被害防止総合対策交付金は、市町村の要望額に対し国の配分額が十分でないため、侵入防止柵の延長やわなの設置数等が、計画どおり実施できない。
- イノシシ、シカ、サル等鳥獣の生息数の増加、生息域の拡大、農業者の高齢化等にもない、農作物被害は深刻化・広域化している。

課題

- 地域の被害状況に応じ、防護対策と捕獲対策等を組み合わせ、総合的・計画的な被害防止対策に取り組む必要がある。
- 交付金の予算額は、令和2(2020)年度100.10億円となっているが、地域の要望に対して十分な予算額が確保されておらず、必要な被害防止対策が実施できていない。
- わなの設置、見回り・餌付け、殺処分等の捕獲作業は重労働であることから、狩猟者等の高齢化に対応した、作業の軽減につながる簡易で効率的な捕獲や捕獲個体の処理方法が求められている。

【参考】

鳥獣による農林水産被害額、捕獲数

(単位:千円、頭)

区分	H10 (1998)	H15 (2003)	H20 (2008)	H25 (2013)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	
被害金額	イノシシ	218,890	240,471	139,736	146,884	127,613	93,103	106,544	124,423
	シカ	24,092	51,557	39,192	88,325	61,261	34,297	31,105	35,292
	サル	25,861	25,233	26,495	34,950	26,698	29,526	20,807	20,305
	その他鳥獣	228,609	162,880	171,980	124,659	119,501	124,570	131,019	123,121
	合計	497,452	480,141	377,403	394,818	335,073	281,496	289,475	303,141
捕獲数	イノシシ	6,012	12,769	12,779	18,722	20,031	24,211	23,010	26,042
	シカ	418	1,414	3,408	10,014	14,799	12,009	11,897	11,536
	サル	76	93	123	184	190	308	379	355

提案事項

- (2) ツキノワグマにおけるレッドリストの再評価
東中国地域個体群のツキノワグマについて、生息数や分布状況等に応じたレッドリストの再評価を早期に行うこと。

(提案の理由)

現状

- 東中国地域に生息するツキノワグマは、平成3(1991)年に環境省のレッドリストで「絶滅のおそれのある地域個体群」に位置づけられ、各県において狩猟が禁止されるなど保護対策が進められてきた。
- このような取組の結果、東中国地域のツキノワグマの生息数は年々増加し、国のガイドラインの安定存続の水準（成獣800頭以上）を超えるまで生息数は回復しているが、令和2(2020)年の環境省のレッドリストでは、依然として「絶滅のおそれのある地域個体群」に位置づけられている。
- また、近年では、人の生活圏への出没など地元住民とのあつれきも生じており、平成30(2018)年には県内において、ツキノワグマによる人身被害も発生している。

課題

- 東中国地域のツキノワグマについては、国のガイドラインの安定存続の水準を超えるまで生息数は増加しているが、環境省のレッドリストでは、依然として「絶滅のおそれのある地域個体群」に位置づけられたままである。

【参考】

○ツキノワグマ出没件数及び推定生息数

年度 県名	出 没 件 数					推定生息数	
	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	(R元末)	うち 成獣
岡山県	87	237	126	186	222	321	225
鳥取県	98	495	157	217	256	946	662
兵庫県	497	978	490	637	782	410	287
計	682	1,710	773	1,040	1,260	1,677	1,174

注1：兵庫県の推定生息数は、東中国地域個体群のみの数値（H30年当初時点）

注2：成獣数は、生息数のうち7割が成獣として算出

○ツキノワグマによる人身被害数

年度 県名	人 身 被 害 件 数					計
	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	
岡山県	0	0	0	1	0	1
鳥取県	0	4	0	0	2	6
兵庫県	0	3	2	0	2	7
計	0	7	2	1	4	14

17 酪農担い手育成機関への支援

提案先省庁	農林水産省
-------	-------

提案事項

全国で唯一、酪農専門で実践的な担い手教育を行っている公益財団法人中国四国酪農大学が、教育水準の向上に必要な施設整備に取り組めるよう生産振興事業の採択要件を見直すこと。

(提案の理由)

現状

- 公益財団法人中国四国酪農大学（以下、「酪大」という。）は、中国四国及び兵庫県の10県を構成県とする財団として昭和40(1965)年の設立以降、北海道から沖縄までの各地で中核的担い手として活躍する1,300人の卒業生を輩出し、全国的な酪農の担い手育成機関として大きな役割を果たしている。
- 次世代の酪農業界をリードする優秀な担い手を育成するためには、家畜飼養管理技術の習得に加え、受精卵移植技術や乳製品加工技術など時代のニーズに即した技術習得のための教育環境の整備が必要であるが、教育機関である酪大には、実習に伴う生産物収入のほかに収益もなく、施設整備に取り組むことの負担が大きい。
- 令和元(2019)年10月30日に農業経営基盤強化促進法第12条第1項に基づく農業経営改善計画書が真庭市から認定された。

課題

- 酪大は、農業者として位置づけられていないことから、国や(独)農畜産業振興機構等の生産振興事業を活用した教育環境整備に取り組むことができない。

【参考】

酪大の卒業生と在校生（概要）

- (1) 卒業生：1,313人（S40(1965)～R1(2019)年度）（R2(2020).4.1現在）
 （出身県内訳 岡山県：506人、その他構成県：608人、その他：199人）
 （就職先内訳 後継者：618人、畜産関係団体：493人、その他：202人）
- (2) 在校生：計46人（2年生：24人、1年生：22人）（R2(2020).4.1現在）

18 家畜保健衛生所の機能高度化への支援

提案先省庁	農林水産省
-------	-------

提案事項

CSF（豚熱）のまん延防止やASF（アフリカ豚熱）等の侵入防止等の対策の強化に向け、家畜保健衛生所の検査精度やバイオセキュリティの向上につながる改修等に対する支援を充実するとともに必要な予算の安定的な確保に努めること。 **新規**

（提案の理由）

現状

- CSFの国内での感染拡大に歯止めがかからない中、ASFが東アジアで猛威を振るっており、訪日外国人の所持品からウイルスが確認されるなど、越境性動物疾病の侵入リスクは非常に高い状況が続いており、家畜保健衛生所の検査機能の高度化が必要となってきた。
- 過去、越境性動物疾病の病原体検査は国で対応することが前提であったが、近年では、迅速な診断の必要性から、現場に近い家畜保健衛生所での検査が求められており、令和元（2019）年秋からは新たにASF検査が県へ移行されたところである。
- 国においては、家畜保健衛生所での病性鑑定を適切に実施するために、令和元（2019）年度補正から消費・安全対策交付金を拡充したところであるが、補助対象が「遺伝子検査」、「解剖」、「病性鑑定畜の保管・焼却」等を実施するための施設に限られている。
- 家畜保健衛生所のバイオセキュリティを向上させるためには、補助対象となっていない事務室等の附帯部分を含めた改修等が必要である。

課題

- 現在の家畜保健衛生所については、越境性動物疾病の病原体の交差汚染や外部散逸を防ぐための設備が十分ではなく、安全かつ適切な検査実施のためには、補助対象外である附帯部分を含めた改修等を行い、バイオセキュリティを高める必要がある。
- 今後とも、新たな家畜伝染病の発生や技術的進歩に合わせて、継続的にバイオセキュリティや検査機能を向上させていく必要がある。

19 産地を支える農業水利施設の機能保全対策の充実

提案先省庁	農林水産省
-------	-------

提案事項

本県を代表する桃やマスカット・ピオーネ等、県産農産物の産地を支える農業水利施設を今後も適切に管理し、本県農業の持続的発展を図るため、機能保全対策の際に、産地の状況に合わせたきめ細かな施設の集約・再編が実施できるよう要件を緩和すること。 新規

(提案の理由)

現状

- 「くだもの王国おかやま」が誇る、高品質な果物の生産に欠かせない畑地かんがい施設の多くは高度成長期に造成され、近年、老朽化した施設が急速に増加しており、産地の持続的発展のため適切な機能が維持・発揮できるよう、計画的な機能保全対策を進めている。
- 県内の産地では、農業者の高齢化や条件不利等で営農を継続できない農地が増加しており、産地の将来を見据えた上で農地の集積・集約を進め、生産性を高める必要がある。
- 県は、市場ニーズの高い桃やブドウの安定供給体制を確立するため、畑地かんがい施設に隣接した水田を畑地に転換するなど、既存ストックの有効利用を図りながら、新たな担い手の確保・育成等のハイブリッド機能を併せ持つ団地の整備を進めている。

課題

- 産地では、農地の集積・集約を進める中で、農地の面積と農業用水の供給能力がアンバランスとなった農業水利施設が生じている。
- 農業水利施設の機能保全対策にあたり、施設の集約・再編・廃止による規模の適正化を検討しているが、本県の果樹産地の多くは、5～20ha程度の小規模団地の集合体であることから、規模の適正化が可能な「水利施設等保全高度化事業」の実施要件100ha以上を満たさず、やむを得ず、同規模での更新をせざるを得ない状況にある。

20 社会資本整備の推進

提案先省庁	内閣府、財務省、農林水産省、林野庁、水産庁、国土交通省
-------	-----------------------------

提案事項

県民の生命と財産を守り、産業の振興や個性豊かで活力ある地域づくりを進める上で、その基盤となる、河川や道路、農林水産基盤などの社会資本整備に必要な予算を確保・拡充し、その推進を図ること。

また、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」が令和2年度で終了するが、令和3年度以降も必要な予算を確保すること。

- ① ゲリラ的集中豪雨や大型台風に備え、水害を防止するための河川整備
- ② 高潮、津波、土石流、地すべり、がけ崩れ等の災害を防止するための海岸保全施設及び砂防関係施設の整備
- ③ 産業活動を支える幹線道路や日常生活に密着した道路の整備
- ④ 世界につながる海の玄関口としての基盤を強化するための港湾整備
- ⑤ 活力と魅力あふれるまちづくりへの支援
- ⑥ 公共用水域の水質保全及び快適な生活環境を創出するための下水道の整備
- ⑦ 本県農業を支える農業水利施設等や自然災害から農地や生命を守るためのため池、防災施設の整備
- ⑧ 自然災害から山地や生命を守る治山施設の整備
- ⑨ 森林の整備及び山村地域の活性化を図るための路網整備
- ⑩ 水産資源の確保育成と安定供給に必要な漁港、漁場施設の一体的整備
- ⑪ 社会資本に係る長寿命化に資する保全管理の推進

(提案の理由)

現状

- 産業の振興や安心で豊かさが実感できる地域づくりを推進する上で、その基盤となる社会資本の整備は、本県の発展に必要不可欠である。
- 防災・減災対策の強化や生産性向上のためのインフラ整備の重点化を推進するため、令和2(2020)年度の国の公共事業関係予算は、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」による臨時・特別の措置を含めると、前年度と同程度(前年度比99.2%)とされたところであるが、臨時・特別の措置は令和2(2020)年度までの措置とされている。
- 維持管理や点検・更新などに要するコストの増大も今後見込まれることから、防災・減災対策や生産性向上に資する、河川改修、砂防えん堤や治山施設の整備、道路の新設等の新たな社会資本整備に要する予算確保については、依然として厳しい状況である。

課題

- 本県に甚大な被害をもたらした平成30年7月豪雨災害や、近年頻発・激甚化している大規模な自然災害の発生状況を踏まえると、令和3(2021)年度以降も国土強靱化に向けた防災・減災対策を加速させる必要がある。
- 地域経済の活性化はもとより、県民の安全の確保や中四国における拠点性を向上させるとともに、食料や木材の安定供給や国土保全など多面的機能を有する農山漁村地域の振興を図る観点からも社会資本の整備が急務であるが、近年の大規模災害の頻発・激甚化を踏まえると、今後の補助金・交付金等の継続的な確保に懸念がある。
- 安全で快適な生活を実現するための社会資本整備に必要な予算は、依然として不足しており、国全体における公共事業関係予算の安定的な確保・拡充が必要である。